

## 令和8年6月1日より入院時の食事療養費が変わります。

厚生労働省より令和8年6月1日から、入院時の食事療養費の費用に関する改正がありました。

今般の食材費等の高騰の影響により、これに伴い、当院でも下記のように負担額が変更になるため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

食事療養標準負担額			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
一般			510円	<b>550円</b>
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ		240円 (91日目以降 190円)	<b>270円</b> <b>(91日目以降 220円)</b>
	低所得者Ⅰ	70歳未満	240円 (91日目以降 190円)	<b>270円</b> <b>(91日目以降 220円)</b>
		70歳以上 75歳未満	110円	<b>130円</b>
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			300円	<b>330円</b>

65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養標準負担額		1食あたりの負担額		1日あたりの居住費負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降	令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
課税世帯	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する医療機関に入院している者	510円	<b>550円</b>	370円	<b>430円</b>
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 (医療の必要性の高い方 91日目以降は190円)	<b>270円</b> <b>(医療の必要性の高い方 91日目以降は220円)</b>	370円	<b>430円</b>
	低所得者Ⅰ	140円 (医療の必要性の高い方 110円)	<b>160円</b> <b>(医療の必要性の高い方 130円)</b>	370円	<b>430円</b>
指定難病患者		300円	<b>330円</b>	0円	0円